

様式等記載要領

1 作成方法

- (1) 作成後のデータをEメールに添付して、提出してください。紙での提出は受付しません。
- (2) 提出する全てのファイル名の先頭括弧内に事業者名を記載してください。
※ 例：「【事業者A】応募書類（様式1～5）.xlsx」
- (3) エクセルデータのまま提出してください。手書き後にスキャンしたもの等は受付しません。
- (4) 行や列の追加、幅の変更等、書式の変更を行わないでください。
- (5) 字数制限のあるものは、指定の字数内で簡潔に記載してください。

2 札幌市指定障害児通所支援事業者選定申込書（様式1）

担当者の電話番号について、本市から受付及び審査に当たっての確認等の連絡をする場合があるので、日中に連絡可能なものを記載してください。

3 質の向上の取組内容確認書（様式2）

様式に記載の人員配置と、指定申請における届出の内容が異なる場合は、選定結果を取り消し、原則、指定を行いません。

※ 例：様式2に記載の管理者及び児童発達支援管理責任者（以下、「児発管」という。）と、指定申請時に提出する付表2（児童発達支援の指定に係る記載事項）及び付表3（放課後等デイサービスの指定に係る記載事項）に記載の管理者及び児発管が異なる。

4 運営実績等確認書（様式3）

重大な事故、不祥事等の有無について、該当する事案があるにもかかわらず記載がない場合、虚偽の申込とみなし、選定結果を無効とする場合があります。

5 収支計画書（様式4）

- ・資金及び収支見込について、法人全体ではなく、申込みを行う事業所単位の

会計から算出してください。

- ・支出見込の合計額は、申込みを行う事業所における年間支出額と一致するよう記載してください。
- ・従業員の兼務、備品等の共有により、事業所単位での算出が難しいものは、勤務日数や使用頻度により案分してください。

6 発達支援の内容等確認書（様式5）

- ・事業所単位での週間プログラムが想定し難い場合でも、標準的な1週間のプログラムを切り出して、記載してください。
- ・全ての利用児童に対し個別にプログラムを作成の上で支援する場合は、各曜日に受け入れる児童を2人まで想定し、①及び②欄に当該児童に対し提供するプログラムを記載してください。
- ・1日に3種目以上のプログラムを行う想定の場合は、事業所の特色がわかるものから2種目を選択してください。

7 平面図（別添1）

既製の平面図により提出する場合でも、別添1の「記載すべき事項」を確認してください。

既製の平面図では記載事項に不足がある場合には、必要となる情報を追記してください。

8 アセスメント想定シート（別添2）

配置する児発管が作成してください。

また、必要に応じて行幅の調整は可能ですが、箇条書きにするなど、簡潔に記載してください。

9 個別支援計画（任意様式）

上記8と同一の児発管が作成してください。

また、様式について、札幌市児童福祉法施行条例第30条第4項に掲げる事項並びに児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインで定められている、個別支援計画に必須の項目が記載されていない場合は、審査対

象としない場合があるので、こども家庭庁が示す参考様式、記載例、記載のポイント等を確認してください。

(札幌市ホームページ「指導担当からのお知らせ(令和6年3月22日、令和6年5月27日、令和6年8月5日)」)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shidoutantoukaranooshirase.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 指導担当からのお知らせ

10 資金確保の状況が分かるもの(残高証明書等)

申込みを行う事業所の開所から給付費の初回の受領までの期間について、運営資金が確保されているかを確認するものです。

上記の確認を可能とし、かつ収支計画書(様式4)の記載額との関連性が分かるものを提出してください。

なお、カメラでの撮影画像等、容量の大きなデータの添付により、容量が4MBを超えるEメールは、本市のメールサーバの仕様上、受信できません。スキャンデータか、画像のファイルサイズを小さくしてから提出してください。

11 過去2年間の法人運営において、事業者(従業者)の過失による重大な事故、行政処分、刑事事件等の事案がある場合

- ・原則、事故等発生後に市町村に提出した事故等発生状況報告書等(市町村で定める様式)と同一のデータで提出してください。
- ・当該事故等の内容により報告の対象外であった場合は、事業者において作成した会議録や、関連する文書(行政処分に係る通知等)を提出してください。
- ・重大な事故等の該当有無は、「札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領」の「3(1)重大な事故等」から判断してください。

(札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/documents/0ljikoyouryou.pdf>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 自己点検表・ガイドライン等 > 自己点検表・改善状況報告書・自主点検票・事故報告(障がい関係)

- ・札幌市外の事業所に関する事案も対象です。

12 過去2年間で、障害児通所支援事業所の運営実績がある場合

- ・法人の収支状況が分かるもの提出してください。
- ・収支報告書、貸借対照表、損益計算書等、各年度の決算書類のうち、事業所単位での収支の確認を可能とし、かつ運営実績等確認書（様式3）の記載額との関連性が分かるものを提出してください。
- ・札幌市外の事業所に関する事案も対象です。